

木更津市庁舎等の開庁時間に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

木更津市長

木更津市規則第 5 1 号

木更津市庁舎等の開庁時間に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市の機関又は施設の庁舎及び事務所（以下「庁舎等」という。）の開庁時間について、別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用する庁舎等の範囲)

第 2 条 この規則を適用する庁舎等の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開庁時間)

第 3 条 庁舎等の開庁時間は、木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第 2 5 号）

第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除き、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開庁時間を変更することができる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条）

名称	位置
木更津市役所駅前庁舎	木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市役所朝日庁舎	木更津市朝日三丁目 8 番 1 号
木更津市クリーンセンター	木更津市潮浜三丁目 1 番地
木更津下水処理場	木更津市潮浜一丁目 1 9 番地 1
木更津市消防本部	木更津市潮見二丁目 1 番地
木更津市役所鎌足出張所	木更津市矢那 8 9 9 番地 1
木更津市役所金田出張所	木更津市金田東六丁目 1 1 番地 1
木更津市役所中郷出張所	木更津市井尻 7 8 9 番地
木更津市役所富来田出張所	木更津市真里谷 1 1 0 番地